二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第七百四十五号

建設業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十五号）の施行に伴い、及び建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十五条第二号イの規定に基づき、建設業法第十五条第二号イの国土交通大臣が定める試験及び免許を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年五月十七日

国土交通大臣　石井　啓一

建設業法第十五条第二号イの国土交通大臣が定める試験及び免許を定める件（昭和六十三年建設省告示第千三百十七号）の一部を次のように改正する。

表解体工事業の項第二号の次に次の二号を加える。

三　平成二十七年度までに実施された建設業法による技術検定のうち検定種目を一級の建設機械施工とするもの

四　平成二十七年度までに実施された技術士法による第二次試験のうち技術部門を農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするもの

附　則

この告示は、建設業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年六月一日）から施行する。

○国土交通省告示第七百四十六号

建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年国土交通省令第八十三号）の施行に伴い、及び建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第七条の三第三号の規定に基づき、建設業法施行規則第七条の三第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認める者を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年五月十七日

国土交通大臣　石井　啓一

建設業法施行規則第七条の三第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認める者を定める件の一部を改正する告示

建設業法施行規則第七条の三第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認める者を定める件（平成十七年国土交通省告示第千四百二十四号）の一部を次のように改正する。

第一号の表大工工事業の項第二号、左官工事業の項第二号及びとび・土工工事業の項第二号中「一年以上の」を「一年以上」に改め、同表解体工事業の項第一号中「とび」を「とび・とび工」に改め、同項第二号中「とび」の下に「若しくはとび工」を加え、同項第三号中「平成二十七年国土交通省令第八十五号」の下に「。以下「平成二十七年改正省令」という。」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「該当している者」の下に「又は本告示第二号若しくは第三号に該当している者」を加え、同号の次に次の五号を加える。

四　平成十五年改正省令の施行の際現に職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を一級の型枠施工、コンクリート圧送施工又はウェルポイント施工とするものに合格した者

五　平成十五年改正省令の施行の際現に職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を二級のとび又はとび工とするものに合格し、かつ、その後平成二十七年改正省令の施行の前にとび工事に関し一年以上実務の経験を有するに至った者

六　平成十五年改正省令の施行の際現に職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を二級の型枠施工又はコンクリート圧送施工とするものに合格し、かつ、その後平成二十七年改正省令の施行の前にコンクリート工事に関し一年以上実務の経験を有するに至った者

七　平成十五年改正省令の施行の際現に職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を二級のウェルポイント施工とするものに合格し、かつ、その後平成二十七年改正省令の施行の前に土工工事に関し一年以上実務の経験を有するに至った者

八　社団法人斜面防災対策技術協会の行う平成十七年度までの地すべり防止工事士認定試験に合格し、かつ、地すべり防止工事士として登録した後平成二十七年改正省令の施行の前に土工工事に関し一年以上実務の経験を有するに至った者

附　則

この告示は、平成二十八年六月一日から施行する。

○国土交通省告示第七百四十七号

建設業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十五号）の施行に伴い、及び建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十五条第二号ハの規定により、同号ロに掲げる者と同等以上の能力を有する者を次のとおり定める。

平成二十八年五月十七日

国土交通大臣　石井　啓一

○国土交通省告示第七百四十八号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を製造認定事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年五月十七日

国土交通大臣　石井　啓一

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
株式会社ＩＨＩ回転機械　辰野事業所	長野県上伊那郡辰野町大字伊那富3934番地	排気タービン過給機	平成28年5月13日から平成33年5月12日まで

○環境省告示第六十一号

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）第八条第十二号の規定に基づき、第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目（平成十八年一月環境省告示第二十号）の一部を次のように改正し、平成二十八年六月一日から適用する。

平成二十八年五月十七日

環境大臣　大塚　珠代

第五条第一号ヌに次のただし書を加える。

ただし、特定成猫については、夜間のうち展示を行わない間に顧客、見学者等が特定成猫の飼養施設内に立ち入ること等により、特定成猫の休息が妨げられることがないようにすること。

第五条第二号中ホをヘとし、ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、高齢猫（生後十一年以上の猫を目安とする。以下同じ。）の展示を行う場合には、当該高齢猫に定期的に健康診断を受けさせる等、当該高齢猫の健康に配慮した取扱いに努めること。

第五条第五号イに次のただし書を加える。

ただし、特定成猫については、夜間のうち展示を行わない間に特定成猫を顧客と接触させ、又は顧客に譲り渡し、若しくは引き渡さないようにすること。